日野市テニス協会規約

第一章 総 則

- 第1条 本協会は、日野市テニス協会と称する。
- 第2条 本協会は、日野市内におけるテニスの普及発展と技術の向上、及び愛好 者相互の連絡並びに親睦を図り、健康で明るい市民生活の達成を目的と する。
- 第3条 本協会は、前条の目的を達成するため、総会または役員会の決議を経て 別に定める事業を行う。
- 第4条 本協会は第二章に定める加入団体及び個人会員をもって組織する。
- 第5条 本協会は事務所を会長宅に置く。

ただし、金融機関口座における届出所在地は金融機関から郵送される書類等の管理の都合上、会計担当者住所とする。

当協会のホームページへの掲載は、個人情報管理の観点から、最低限の 連絡方法として、会長へのメールアドレスのみを公開する。

第二章 加入団体及び個人会員

第6条 本協会加入団体及び個人会員は次の通りとする。

日野市内に在住、在勤、在学するもので、市民サークル、事業クラブ、 同好会、学校クラブ、市内所属の営業クラブの団体で、協会の決議によ り承認されたもの。

- 第7条 本協会に加入を希望する団体は、協会宛に申請をし、総会に於いて認められたものとする。退会する団体はその理由を明らかにして届け出なければならない。個人会員は当協会のホームページ上の案内から申し込む。
- 第8条 新規加入団体は、加入をみとめられた時点で入会金並びに1年間の会費を支払うものとする。継続加入団体は、前年度末の総会開催日までに1年間の会費を納入しなければその1年間の事業に参加出来ない。
- 第9条 新規加入団体の入会金は 5,000 円とする。年間一律会費は 5,000 円とする。 新規加入個人会員は年会費 1,000 円とする。
- 第10条払い込みの入会金、会費は理由の如何にかかわらず、一切返却しない。 第11条加入団体及び個人会員で本協会の規約に違反するか、本協会の体面を著 しく傷つける行為を行った場合、或いは会費を2年間以上にわたって 支払わなかった時は、総会の決議により除名することが出来る。

第三章 事 業

第12条 本協会の事業は次の通りとする。

- 1) 春季男子ダブルス、ベテランダブルス大会
- 2) 東京都市町村対抗女子テニス大会(日野市代表)
- 3) 春季ダブルス大会 女子
- 4) 都民大会 男女 (日野市代表)
- 5) ミックスダブルス大会(一般の部、年齢クラスまたは初級クラス等)
- 6) 太田杯東京都市町村対抗戦(日野市代表)
- 7) 秋季女子ダブルス大会
- 8) 日野市民大会(シングルス)
- 9) 講習会 (シニア、ジュニア (中学生、小学生以下)、初級・中級、 女子等)
- 10) 総会で決定した1) -9) 以外の事業

第四章 役 員

第13条 本協会は次の役員を置き任期は2年とする。但し再任は妨げない。

役	員	人員
会長	:	1名
理事	長	1名
副理	事長	1名
事務	活局長	1名
副事	務局長	1名
会計	•	1名
会計書記		1名 1名
	1	
書記	1	1名

- 第14条 第一項 改正年次において、協会参加団体<u>及</u>び個人会員代表は総会 開会前に、会長若しくは理事長に新理事及び役員候補を申し 出て登録する。
 - 第二項 新理事及び役員候補は本協会の加入団体に所属する会員 及び個人会員の中から総会において会長候補を一名明記し て推挙する。
 - 第三項 新理事及び役員候補は推挙された会長候補者の中から会 長を選出する。

第四項 個人会員代表は10名に1人推薦出来る

第15条 第一項 会長は本会を代表し会務を総理する。

第二項 理事長、副理事長、事務局長、副事務局長、書記、会計、

監事及び幹事は会長が推挙し、総会に於いて承認を得る(但 し欠員補充の場合は総会の承認を要しない)。理事長、監事 は各団体の代表者より構成される理事から選ばれる。

第三項 監事は、本協会会計を監査し、総会、役員会にて報告する。

第16条 第一項 役員に欠員が生じた場合は第14・15条に準じて補充する。

第二項 欠員補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間 とする。

第三項 役員は、任期満了後でも、後任者が決定就任する迄はその 職務を行う。

第17条 役員退任者を総会の決議により顧問に推挙することが出来る。

第五章 総 会

第18条 第一項 定時総会は毎年1回3月に開催し、次の議案を審議する。

- 1) 当該事業年度の収支決算並びに事業報告
- 2) 翌事業年度の事業計画並びに予算
- 3) 役員に関する事項
- 4) その他
- 第二項 総会の日時、会場並びに議案は前もって加入団体及び個人 会員代表に通知する。
- 第三項 総会は各加入団体の代表者で構成される理事及び役員候 補、個人会員代表により組織される。
- 第四項 理事及び役員候補の定数は、協会を構成する加入団体の倍数とする。
- 第五項 総会の議長は理事及び役員候補から選出される。
- 第六項 臨時総会は、会長がその必要を認めた時、議題を示して開催し、会長が議長となる。
- 第19条 総会は、理事及び役員候補の過半数以上の出席がなければ開催することが出来ない。
- 第20条 総会の議事は、出席理事及び出席役員候補の過半数をもって決定し、 可否同数の時は議長が決定する。

第六章 役員会

第21条 第一項 役員会は必要に応じて理事長が招集する。

第二項 役員会で議決するべき事項は次の通りとする

- 1) 総会議案に関する件
- 2) 事業執行に関する件

3) その他

第三項 理事長は役員会の決定を遅滞なく会長に報告し、その承認 を求めるか、会長に役員会への出席を要請しなければなら ない。

第七章 事業年度

第22条 第一項 本協会の事業年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。 第二項 本協会の会計年度は1月1日より12月31日迄とする。

第八章 その他

第23条 本協会は、日野市体育協会、東京都テニス協会並びに東京都市町村 テニス協会に加入する。

附 則

本規約は昭和62年4月1日より効力を発する。

平成2年3月14日 事業内容を一部改定

平成3年2月27日 役員改正の手続きを明確化、事業内容を一部改定、役員から副理事長を削除

平成8年3月15日 日野市硬式庭球連盟を日野市テニス協会と名称変更する。 それに伴い本規約の硬式庭球連盟の字句をテニス協会と 改める。

平成9年3月14日 事業内容を一部明確化

平成11年3月12日 役員を一部改定、字句の更新

平成13年3月9日 役員を一部改定、字句の更新

平成20年3月1日 役員に副理事長を追加し顧問を若干名に改定、字句の更新

平成 27 年 3 月 31 日 個人会員及び役員候補の字句を適宜挿入、総会の章改訂 協会事務局を改訂

令和 5年3月7日 事業内容を一部改訂、所在地を一部改訂、役員を一部改訂 事業年度への会計運用を追記

以上